

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二四六
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 二四六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明のため当該通知の内容を掲示した件 二四七
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 二四七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二四七
- 一般競争入札を行う件 二四七

告 示

福島県告示第四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十二日から同年十一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン西郷ショッピングセンター 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により西郷村から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十二日から同年十一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十月十二日から同年十一月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
- 1 防災・防犯対策への協力
郡山市では、平成二十年四月一日より「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しております。この条例は、市、市民、事業者、土地所有者（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりをすすめることが基本となっており、なかでも事業者及び土地所有者等においては、この基本理念を御理解いただき、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策への御協力をお願いいたします。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十五号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十四年福島県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤雄平

表郡山市の項中「福良南郷第三」を「福良南郷第三 田母神第六」に改め、同表喜多方市の項中「磐見第十」を「磐見第十 磐見第九 小舟寺第一」に改め、同表伊達郡国見町の項中「森山・藤田・西大枝」を「森山・北部」に、「伊達西部第一 伊達西部」

「伊達西部第一 伊達西部第二」

大枝 大木戸 光明寺 貝田

石母田第二 大木戸第二

貝田第二・貝田第三

貝田第四・貝田第五・石母田第三

内谷 鳥取第二・内谷第二 小坂

鳥取第三・小坂第三

小坂第四・泉田第三 泉田第四

の項中「一 芦ノ原第一 芦ノ原第二」を「一 芦ノ原第一 芦ノ原第二 枝松第一」に改め、同表同郡南会津町の項中「一 館岩第二十 針生第二 針生第三」を「一 館岩第二十 針生第二 針生第三」に改める。

永田第一 高野第一

(農村計画課)

福島県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十四年農林水産省告示第二千号）によること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
- 二 平成二十四年十月一日
- 三 名称
- 四 特定非営利活動法人臺式簡易客観的精神指標研究会
- 五 代表者の氏名
- 六 丹羽 真一
- 七 主たる事務所の所在地
- 八 福島県郡山市横塚三丁目四番二十一号
- 九 定款に記載された目的
- 十 この法人は、精神疾患に関するすべての人々に対して、精神機能の簡便な検査法である臺式簡易客観的精神指標テスト（U B O M）の研究、普及に関する事業を行い、精神疾患の診断法及び精神障害の評価法の開発に取り組むことを通じ、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、あわせて社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津坂下町から会津坂下都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
- 二 総括図、計画図及び計画書の写し
- 三 縦覧場所
- 四 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百九十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年10月12日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成25年3月29日(金)
 - (4) 納入場所 福島県環境センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の別掲掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年11月5日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成24年10月26日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成24年11月26日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日(木)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : High Performance Liquid Chromatograph and Mass Spectrometer System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m., 26 November 2012

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m., 22 November 2012

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)